

〈研究ノート〉

# 自由主義国家

## — R. ポランの政治哲学 四一 —

白石正樹

### 目次

- 一 自由主義と主権
- 二 諸権力の多元主義
- 三 自由主義と「国家理性」
- 四 自由主義と国際関係

### 一 自由主義と主権

自由主義国家の只中において公権力、権利上の諸権力、事実上の諸権力と、諸個人の諸々の自由との間に存在する諸関係をそれらの最も理に叶った比率で規定しようと試みつつ、レーモン・ポランはこれまで行ってきた諸々の分析の最終的な政治的結論に到達し、かつ、それらを一つの教説の集成のうちにまとめようと試みる。——まさしく自由主義的な体制とは、現代では何でありえようか。明らかなことに、ポランが規定しようと試みた理性的自由主義は、いかなる仕方でも、自由の語の損なわれた諸意味を乱用することはできないし、また、すべてをなす自由、つまりどんなことでもなす自由に賭けて、自由主義を放任主義 (laxisme) とアナキズムへ向けて漂流させることもできない。自由主義者は、権力に抗する哲学者ではなく、不可避的な政治的共同体の只中において諸権力と諸自由の間、公的なものの要請と私的なものの擁護との間、に理に叶った調和を打ち立てる人間なのである。

もし公権力とその限界が問題であるならば、この問題が最も明確にピントを合わされうるのは「絶対的主権」(souveraineté absolue) の観念をめぐる伝統的論争に関してである。賢者ロック自身は、彼がどれほど搖るぎなくどれほ

ど有効性に気づかなかったとしても、主権の語まで用いないようにしていた。主権者 (Souverain) という用語は、しかしながら、ポランによれば、必要不可欠な公的機能を示している。——国家においては、つねに存続する不確実性と無限な蓋然性のあの空間の中で、政治生活の中で、あらゆる入手可能な情報が集められ、あらゆる審級が相談され、あらゆる立論とあらゆる仮説が検討されたとき、一つの制度が、そしてそれが具現される人間が、決定的に、かつ最終的に決定する権力をもたねばならない。これこそが絶対的主権である。自由主義的であってもそうでなくとも、一つの体制は、この種の主権の行使を巧みに避けることはできない。われわれは毎日それを観察している。<sup>1)</sup>

主権は、政治的共同体のなかで、共同体の政治について最終的に決定する正統的権利として認められた権力、すなわちジャン・ボダンにより「至高かつ絶対の」ものとして示された「一権力」、を所有する者に属する。しかし、主権的決定の二つの類型を区別するのが適当である、とポランは考える。——

一方において、「主権者」にとっては「法律を定め、権利を定めること」が重要である。全能なる公的力（警察力）を正統に使用する「主権者」は、一つの権力によって、または技術的意味で「絶対的」——すなわち「法律から解かれた」(absolutus a legibus) —— 権利によって、法律を制定する。彼の権力は、彼が法律を作るので、法律を超えている。それはだからといって恣意的権力あるいは専制的権力ではない。もし彼が法律によって正と不正を定めることができるとすれば、それは彼が共通利益を目的とすることを職務とするからである。彼の本来の利益は共通利益と同一視される。もし彼が権利を定めることができるとすれば、それは彼がその遂行を保証し、かつそれに背く行為を罰するからである。彼はそれらを適用する権限を共同体の諸制度に委譲するが、それらを彼の名において施行させる。——すなわち「王の名において」、「フランス人民の名において」のように……。法律を制定するとは、法律によって決定することであり、それは以前の法律を廃止し、法律に付け加え、新しい権利の状況を作り出すことである。

他方において、「主権者」にとっては「特別な場合に決定すること」が重要である。(それはその特別性を除いて、必ずしも例外的であるとは限らない。例えば、恩赦権の行使、宣戦布告)。決定するということ、決心、は政治的領域の性

質しだいである。この領域はその複雑さ、その理由やその結果の極度の多様性、その追い求められる効果の傍らでなされる決心の、予期せぬ、ときには歪んだ効果、によって特徴づけられる。決定者の情報は決して満ち足りた完全なものではない。彼の決定に影響を与える諸価値は必ずしも一貫していないし、とりわけ彼は自由の可能な人々を相手にしているのである。かれらの振舞いはある程度の確率でしか予測しえない。政治的人間の決定は、必然的にリスク、冒険を含意する。集められたデータの総和と決定することとの間には不確実性と無知の空隙があり、最終的に決定する（彼が至高の地位を占めるのはその意味においてである）ところの「主権者」は、その空隙を飛び越えなければならない。それは自由の領域であるので、可能な科学が存在しない領域において、「主権者」は自由な行為によって、一つの自由な決定によって、締めくくらなければならぬ。<sup>2)</sup> それこそが主権である。

『主権者』はつねに一つの人格である。なぜなら、ひとり人間のみがそうしたものとして省察、合理的で理にかなった計算、の可能なものの、だから自由 (liberté) の可能なものの、であるから。（省察、すなわち自分自身から離れ、距離をおき、自分を考える技術は、すでに解放 libération である。）ひとり人間個人のみが決定する能力、決定するのに必要な素質、を所有する。人々の一団、合議制の執行評議会、または、それを象徴的な法学的な『人格』にするほどまでに集合体の統一性を主張することにあてられた人工物 (artefact) たる、道徳的人格、公的・人間の設立が問題であろうとも、結局、決定をもたらすのは、つまり実際に決定するのは、一人の人間、または幾人かの人々である。<sup>3)</sup> ポランによれば、ひとが国家は主権者であるというとき、ひとはそれが他のいかなる公権力に対しても独立していると言おうとしているのである。だが、国家のなかでは、最終的に決定し、こうして主権的権力を行使するのは、ある一定の制度、またそれを具現する人間、またはそれを動かす人々の結合である。

しかし、絶対的主権と、無制限な主権 (la souveraineté illimitée) — どんな基礎の上にそれが打ち立てられていると主張しようとも、自由主義が根本的に非難するところの — とを区別しなければならない。すべてをなす権力は、どんなことでもなす権力である。唯一人の権力、または一集団の寡頭制的権力、またはいわゆる「人民」の権力が問題であろうと、法律を欠き、制御を欠いた、

あらゆる無制限な主権は、恣意的権力を行使する。すなわち、諸制限への、一つの秩序への、一つの至高の法への準拠がないので、あらゆる無制限な主権は、すべての方向づけとすべての意味を失う。それは本性により、まさしく常軌を逸している。

もし権力が欲望と同じ広がりを有するならば、それは絶えずどんな気まぐれの餌食でもありうる。いかなる人間的意志も、一人の人間の意志も一人民の意志も、正統に無制限であると見なされることはできない。別の仕方でそう言うために、次のことを思い起すのが望ましい。——一つの自由は、それが権利に変えられるとき、他者の自由もまた権利に変えられるということによってでしかないとしても、限定され、制限される。しかし、どんな無制限な自由も、権利に変えられるわけではない。無制限な勢力、すなわち、<sup>4)</sup>主権を要求する一人の人間または一集団の無制限な自由、は不当なものでしかありえない。

まったく反対に、それがどれほど強力であろうと、自由主義的政治権力は、政治的共同体の中に維持すべき一秩序をめざして、また、至高の法の庇護の下に一秩序をめざして、一つの秩序の枠組みの中で行使される。それらの秩序が自由主義的であるために、それらは理性的でなければならない、言い換えれば、それらは共同体のすべての大人のメンバーにとって理解しやすく正当化しうるようなものでなければならない。ポランは、それらの秩序が合理的 (rationnels) であるべきである、と言うのではない。というのも、政治的共同体は機械ではないから。ポランは、それらが理性的 (raisonnables) であるべきである、と言うのである。というのも、自由と理性の可能な、だがまた情念も可能な、無限に多様で不等な賜物をもった不完全でありうる人間たち、社交的で善良でありうるが、また社交的で劣悪で邪惡でありうる人間たち、の生活を整序することが問題であるから。

自由主義的体制の特性は、そのような秩序が、ある何らかの政治的秩序を配置するために、またそれを擁護するために、それを事態の推移に適合させるために、それを保持するために、共同体の全体によって統治者たちに与えられた使命、信頼、のうちに示されることである。かかる使命は、統治者たちに諸目的 (des fins) を割当てる。しかし、自由主義の究極目的 (la finalité) のパラドックスを思い起さねばならない。自由主義の最終的な諸目的は、政治が到達

しうる固有の意味で政治的な諸目的を越えたところに位置する。——それらは、道徳的な諸目的、すなわち共同体を構成する諸個人の賜物、諸能力の、かれらの相互的な理解と尊重における、最も完全な最も高邁な遂行である。各人の諸自由と賜物のかかる最も完全な遂行は、各人における彼の卓越性すなわち徳であり、それは各人の諸徳や諸作品の調和的発展と切り離せない。これは割当てられた究極目的が、結局、一つの文化的究極目的、まさしく豊かに高邁に人間的である文化を創出し発展させるに寄与する技術であると言ふことである。政治の目的は文化であり、そしてそれはまた、一つの歴史、かかる文化の特殊な歴史、の中に刻まれる変動する円環における文化の表現である。

たいそう明らかなことに、諸個人によってしか遂行されえないかかる究極目的は、政治、および政治的人間の、手段や掌握を越えている。自由主義はそのことを知っている。しかるに、全体主義は、己が人間たちを善良に、有徳に、幸福にことができる、または、実質的自由で、自由にすらすることができる、と主張しうるだろう。自由主義が統治者たちに割当てる、まさしく政治的な究極目的は、仲介的な究極目的である。——それは、諸個人の自由の行使、およびかれらの賜物や諸徳の遂行、を可能なものとする諸条件、諸状況を対象とする。それはこうして、かれらの諸情念の満足を可能なものとしうる。しかし、それはつねにかれらを、その本質的な不満足に委ねておく。幸福は、政治的事柄ではないのである。<sup>5)</sup>

したがつて、ポランは、自由主義の政治的諸目的は厳密に形式的であるとした。——かかる諸目的は、市民たちの諸自由、諸能力、および諸情念の行使の形式的諸条件に、すなわち、ある人々の自由、才能、および情念と、他の人々の自由、才能、および情念を両立しうるものにする形式的諸関係に、かかわる。この形式的諸条件は「政治的正義」の名の下に整序されるが、その基本的主題は、個人的諸自由の尊重、かかる諸自由がそのうちに具現される財の尊重、諸関係の調和的相互性、共同体の擁護および共通利益の追求における、統治者と市民たちの相互的な諸サービスの決定である。たんに諸個人自身の自由のみがかれらの各々のためになしうることを、國家がかれらのためになすと表明しうるようなあらゆる意志は、反-自由主義的である。かかる意志は、各市民の反省的で、理性的で、責任ある自由の力を侵害する。

国家の本来の意味での政治的な使命に、近代国家においては、財政、経済、生活の社会的諸条件、教育に関する幾つかの公的な諸サービスが付け加えられないわけにはいかない。そうしたさまざまな領域、またより一層、文化の領域において、国家の使命は、何よりもまず調停、長期的な予測、それに全体のために、情勢によって強いられる移転や変化に対する激励、釣合せ、援助、そして最後に、制御の使命である。国家は己自身で、できるだけ最も少なく管理しなければならず、つねに広がる行政の任務、決して十分に抑えられない官僚の任務を、最小限に削減しなければならない。諸個人によって、またかれらの諸結社によって、私企業によって、遂行されうるすべてのことは、徹底して国家の領域から排除されなければならない。国家は、公益に必要な、また社会的自由主義の善用に必要な、諸任務が、私企業によって引受けられないところでのみ、介入すべきである。国家の権力と、その遍在性 (*omniprésence*) を、つまり、その四方八方に広がる救い主のような性格を、混同してはならない。たいそう非人間的に圧制的な、化け物のような全体主義国家は、その無制限な権力にもかかわらず、すべてのものの中で最も無能で最も悲惨なものである。

それに反して、己に与えられる使命の範囲内で、自由主義国家は政治的にたくましい国家でなければならない。それは己の使命の遂行に必要な諸手段を意のままに用いねばならない。—— 対外的に、政治的共同体の防衛を保証し、諸国民の間で己の権威行使するために、また対的に、「正義」、安全、平和を行き渡らせるために。もしそれがその有効性で判断されるならば、なおもそれは、その諸手段をもたなければならない。正統的な暴力の独占は、国家に属するのである。国家が創られたのは、私的諸自由の間に、だから、私的諸暴力の間に、正しく理に叶った一秩序を君臨させるためである。公権力には己の使命を遂行することが属しており、このことは、それがどれほど自由主義的であろうとも、効果的にそれを使うことがある。国民の繁栄を保証することがその管轄に属さないとしても、法的状態 (*l'état de droit*) を配置し擁護することは、国家に属している。かかる法的状態は市民たちに、こうした繁栄を創り出し、かつそれを安全に享受するのに寄与することを可能ならしめる。理性的諸自由の保護を保証するために、諸自由が諸権利に変えられ、法的状態が設定されるまさにそのとき、自由主義が生まれる。かかる法的状態は公権力に、それを己の正義

の中に規定し、かつそれを擁護する使命を与える。<sup>6)</sup>

自由主義は、そして、とりわけ自由主義国家の市民たちは、法的状態がまた義務の状態であることを理解するのにより多くの時間をかけるだろう。——ひとがそれらを行使すべく義務づけられる限りにおいてしか、眞の諸権利はない。ここには「実質的諸権利」の教説の、予感された、だが変形された、眞実がある。「諸自由 (Les libertés) は、たんに諸々の可能性、諸々の使用権、であるのみでなく、また、遂行すべき人間的な諸義務、諸任務、つまり、各人がその能力のある可能な作品を実現すべき諸責務である。」<sup>7)</sup> 法的状態は義務の状態、整序され推しさかられ理に叶った仕事と闘争の状態であり、そこでは、各人は己の好みのままにでないとしても、少なくとも自由に十分な時間をかけて、己をつくることを任務としている。国家はまさしく人間文化の創造には適さない。しかし、法的状態と義務の状態を保証しつつ、国家は国民文化の継続的創造——その間接的で究極的な使命——を可能なものとする。何かにつけて、あらゆる種類の権利、「自らの諸権利」、を要求する人々は、あらゆる権利が一つの義務を負わせること、あらゆる権利は一つの義務であること、を知らねばならないだろう。

ひとは自由主義を待って、人間の支配の代りに、法の支配を用いなければならぬ、と公言したのではなかった。しかしながら、ひとはやがて、圧制的権力が法律の手段によって行使されうること、また、法律による圧制は完全に実現可能であること、に気づいた。法律はいわゆる極悪のものでありうる。そして、自由主義者たちこそが、諸自由の擁護は、権力の座にある人々に依存せず、かつ、かれらの勢力の範囲を限定する、基本法の存在と結びついていることを示した。自由主義者たちは進んで、それが憲法の形で作成されることを要求しつつ、かれらの基本法への配慮を発展させた。幾つかの国は、成文憲法ということに極端に執着する。憲法の字句の厳密さは、実際、十分貴重でありうる。しかし、自由主義は、もしそれがたんに文章に関する屁理屈に依存するならば、調子が悪いのである。憲法の文章が複雑であればあるほど、それだけそれは有益でない。重要なのは、実際、一つの文化の伝統と傾向に刻まれているような、習俗の中に表れているような、深い国民的コンセンサスによって課される傾向のあるような、基本法の精神である。<sup>8)</sup>

最後に、ポランは、主権 —— それは絶対的であるが、恣意的であってはならない —— の制限をはつきりさせるために、自由の精神の刻まれた一つの至高の法の必要性を説いています。<sup>9)</sup> すなわち、自由主義がいかに一方では賢明な信頼の政治であり、他方では立憲政治であっても、人間たちはかれらが現にあるままであるので、つまり、かれらの自由を良く用いると同様、悪く用いることができる所以、自由のあらゆる体制においては、侵してはならない堅固な一つの至高の法 (une loi suprême, intangible, infrangible) がすべての人によって尊重されるのでなければならず、かつ、どこからそれが発するのであれ、主権的意志に課されるのでなければならない。例えば、あらゆる自由主義的な成文憲法は、「前文」 (préambule) として、市民たちの間の、また諸権力の間の、諸関係を規制する、あの「正義」の至高の諸原理の説明を伴わなければならぬだろう。また、ひとはアメリカ合衆国憲法の「権利宣言」 (Déclaration des Droits)<sup>10)</sup> のことを考えることができるだろう。ただしポランは、こうした諸原理は、国民的コンセンサスによって課された諸伝統の理性的解釈のうちに、その源泉とその基礎を見いだすべきであるとする。最も完全な絶対主義的諸体制においてすら、そのような法が課されていた。フランス王は神の法、「正義」の神的かつ自然的な法、を尊重し、そして、彼の臣民たちの福祉に尽くすと宣誓していた。

自由主義の究極目的を規定しつつ、ポランは、かかる法の精神、主権的権力の諸目的、諸制限および諸義務を規定する。その巨大な権力に直面した、かかる至高の法は、その権力に、私的な人格の高邁なる実現と個人的な基本的諸自由の尊重とを目的とすることを課すのである。基本的諸自由とはポランによれば、自分自身で考え判断し信じる自由、正当化や検査なしに往来する自由、もしよければ、自分の財産をもって他国に移住する自由、思うままに、かつ自分の隣人の諸自由の尊重において行動する自由、最後に、それなくして自由がむなしく空虚な口実にすぎない、自分の身体と自分の財産の所有のうちに具現された自由である。自由主義の至高の法は、それらの自由が不可譲であり、かつ時効にからないことを宣言する。 —— それは、至高の権力に無条件に課されるのである。<sup>11)</sup>

かかる自由主義の至高の法は、理性的であると同時に、聖なるものである。

それが理性的であるのは、一市民が自由主義的な政治的共同体に参加するための最初の条件は、彼が己のあらゆる反省的自由をもって、理解し判断しかつ信じることができることであるからであり、そうしたことが自分の生活と自分の同胞たちの生活の最も理に叶った条件であるからである。自由主義者の祖国は、各個人にとって、己の反省的で理性的な自由が発展する土地なのである。

かかる至高の法は、また一つの聖なる法である。それが聖なるものであるのは、それが犠牲の対象になりうるからであり、それが聖なるものにされるからである。それは実際、市民たちに、もしそうせねばならないならば、かれらがそれに、かれらの他のあらゆる価値、かれらの他のあらゆる財、そしてかれらの生命までも捧げることを要求する。それは政治的共同体のあらゆる財の原理、源泉、そして、各市民においては、こうした資格での人間のあらゆる財の原理、源泉、でないか。

長い間、西欧では、国家 (*cité*) の聖なる法は、神的法を、かつ神への普遍的信仰を、拠り所とすることができた。現代では、たいそう強力になった世論は、全員一致的に宗教的であることをやめた。なおもかれらの国家 (*cité*) の聖なるものの意味を、かれらの神への信仰に、かつ神的な聖なるものの聖性に、基礎づけうるような恩寵を受取った人々は幸福であろう。そのような人々が多数いる国々には、たくさんの幸運がある。しかし、信者であろうがなかろうが、あらゆる市民は、かれらの他のあらゆる確信の向こうに、またその上に、自由主義的な政治的共同体の至高の法のうちに刻まれる、あの「自由の精神の聖なる価値」を認めなければならない。なぜなら、それは、己のうちに自分の人間的存在と市民的存在の靈感を感じる、各人の心の中に刻まれているから。

人間の自由はまた、一つの彼方であり、それはまた、もう一つの秩序に属している。ひとはまた、それについて、それは超越的であると言いうる。そうしたもののが自由の至高の法 (*la loi suprême de la liberté*) である。あらゆる聖なるものは、信仰の対象であって、知識のそれでない。聖なるものとの遭遇が、非常に人間的な不確実性によって取り巻かれていることは、事物の自然に合致している。統治者たちと市民たちの忠誠は、諸個人の利益と共通利益を分かつ、計り知れない距離を飛び越えなければならない。——したがって、至高の法、共同体の聖なる法、の承認は、もしそうせねばならないなら、犠牲にまで

進むことができなければならない。諸権利と諸義務のそのような状態においては、これが至高の義務なのである。<sup>12)</sup>

## 二 諸権力の多元主義

自由主義の哲学は、ポランによれば、人間的事物の本性にたいそう適合しているように思われる。それは理に叶っており、すべての人の自由と可能な最良の発展に寄与することをそれほど気にかけ、また、市民たちの間の権利と義務、利益とサービス、の相互的体系を配置しようと努めることをそれほど気にかけるので、この哲学は、すべての人にとって自明であらねばならないだろう。

しかし、自由主義者たちはまた、かれらが、たいそう不平等な知識とたいそう異なる社会的情念を賦与された、自由で不完全な人間たちとかかわること、また、羨望、所有欲、支配欲が問題であること、を知っている。かれらは、自由の使用とそれが含意する自己責任とは、怠惰、安易さの嗜好、無気力が勝っている人々の気持ちをくじくのに適した、つらくて困難で冒険好きの任務であることを知っている。自由主義者たちは、だから、つねにそれ相応に、政治的共同体において行使される権力に対して、たんに理論的諸制限のみでなく、実際的諸制限を与えることを気にかけていた。かれらはつねに、対抗権力を構成し、そして、国家を諸権力の均衡の上に基礎づけようと試みた。かれらはすでに、共同体の政治的現実の中で、しかるべき場所に、諸個人、諸集団または共同体自体の掌中にある、事実上の諸権力の大いなる多様性を見いだしていた。

自由主義者たちの第一の任務は、こうして、私たちの権力に法的地位を与えつつ、個人的諸自由を権利に変えることであった。その第二の任務は（だが、それはなおも未完成な任務であるが）、事実上の諸権力を権利上の諸権力に仕立て、それらの間に、また公権力に対して、一つの理に叶った均衡を保証することであろう。——この次元では、つねに暴力的存在をもつ恐れのある事実上の諸権力に、一つの存在と、諸制限、法的諸義務を与えるために。<sup>13)</sup>

### 1 諸権力の均衡

公権力は基本的に調停的権力（une puissance arbitrale）である、とポラ

ンは言う。主権者は、まず何よりも支配者でなく、まず何よりも調停者である。しかし、その調停を行使するために、なおも彼は、己に基準と規則を与えねばならず、また、己の判決を実行させる権力を意のままに用いねばならない。

そうした異なる諸作用が同一の手によって実行されねばならないと考えていたホップズの教説に反して、自由主義者ロックは、幾つかの種類の国家権力を区別していた。—議会が、国王とその顧問官たちと向き合う臣民たちの総体を代表するところの、近代国家の働きの諸条件を考慮に入れつつ。すなわち、彼は、彼の目には至高の権力である立法的権力、調停者と判事の役割に専心した司法的権力、それに、モンtesキー以後、執行的と称された権力、の存在を認めていた。ロックは、こうした異なる機能を区別していたが、彼は徹底的に対応する諸権力を分離しなかった。

モンtesキーとともに、ロック的自由主義は、諸権力の徹底した分離の理論 (*théorie de la séparation*) に、諸権力の均衡と相互的制御の理論 (*théorie de l'équilibre et du contrôle réciproque*) を付け加えつつ、その完成点に達したと思われていた。<sup>14)</sup> 実のところ、ひとは、モンtesキーによって述べられた第一の理論を文字通りにとることはできない。—モンtesキーがそれから着想を得た、イギリスのモデルに関してすらそうである。また、したがって、第二の理論も文字通りにとることはできない。

執行権は、他のどんな権力も参加しない諸機能を実行するように思われるが、しかしそれは、行政 (administration) の干渉を考慮していないのである。行政の継続性と能力とは、たいそうしばしば統治者たちの自律を侵している。

立法権 — ロックは「議会の中の国王」 (King in Parliament) と述べていた — は、大部分の法案の作成者たる執行権と、それを修正し、かつそれを採択するかまたは否決することに限られる、厳密な意味での立法権の間の、明らかな協力の結果である。

反対に、立法権によって、政府の諸行為に関する経験に基づいて (a posteriori) 行使される制御（監督）は、二つの権力の相互的な瓦状の重なり合いを示している。

最後に、司法権が執行権によって指名されようが選挙されようが、ひとは、政府権力に対する司法権の独立を保証するために、行政的措置しか當てにしえ

ない。実際、司法官たちのキャリアは、なされた用心にもかかわらず、政府の圧力が働きうる弱点のままである。またも、ここで重要なのは、法規以上に、伝統の力と人々の徳である。

しかし、その代りに、どれほどモンテスキューは、精神において正しいことだろう。歴史は、ひとが議会体制 (*un régime d'assemblée*) と称するものが引き起す、諸々の弱さと無秩序、また無能を示した。その体制では、議会の主導権、諸決定、および差し出がましい監督が、政府を弱らせ麻痺させる。そのとき、行政こそがどうにかこうにか公務の進行を確保する。反対に、執行権が立法議会を登記の議院に変え、その監督権力を憔悴させると、少しでも権力の座にある人々が、かれらの職務に必要な諸徳を欠いていて、かれらの劣悪な情念に身を委ねるならば、ティラニーへの道が開かれる。執行権と立法権が同じイデオロギーによって動かされ、そして国家を一つの圧力団体の支配下に置く傾向があるとき、最悪のことが可能となる。かかる圧力団体が、憲法の陰に隠れて、社会、経済、文化、それに国家自体を覆す、あらゆる合法的手段を掌握してしまうのである。

ひとはそこから次のように結論しうる。——あまりに統一された政治権力は、そのことによって全能な権力 (*un pouvoir omnipotent*) となり、かかる権力はその勢力に応じて、それが受け取った使命を、また憲法的規則を、免れてしまう。それは、永続的なクー・デターの可能な、潜在的に圧制的な権力である。要するに、それは、どんなことでもなすことを決めることができる、革命的権力になる。かかる全能な権力は、たとえそれが合法的権力、法律に合致した権力、であると主張しうるとしても、定義上、不当な権力である。そのこと自体によって、それは国家の中に不当性の状況を導入する。その時から不当な暴力を行使するので、それは、己に向って暴力的抵抗を引き起す傾向がある。それは内乱への道を開く。

最後に、ときどき、そしてたんに革命的時期だけでなく、司法権と政治的なものとの間につくられる奇妙な結託に注意を促さねばならないだろう。自らのイデオロギー的な熱意に押し流されて、幾人かの司法官は、かれらが適用すべき法律がかれらに差し出す大きな解釈の余地を乱用して、かれらが打ち立てる法解釈を政治化してしまう。かれらは立法者の明白な意図をたいそう軽蔑する

ので、ひとは、かれらが立法権の行使を侵していると言いうる。お分かりのように、司法権の独立は、政治的なものの外的な浸食（越権）に対して、だがまた、内的な政治的影響に対しても、主張されなければならない。

自由主義的体制において、裁判官は法律をつくらない。彼は法の名において判決を下すのであり、たとえ彼の良心が法律と対立するとしても、他のあらゆる市民と同様、法律に従わなければならぬ。彼はたんに、法律を変更させようと試みうる、または彼は辞任しうる。いつものように、自由主義は、諸制度の形態よりも人々の徳を、また法律の厳格さよりも習俗の厳格さを、一層頼りにする。司法権は、勢力としてでなく、サービスとして、また義務として考えられなければならないのである。それは一つの職務であるが、しかしこの用語は、美しいラテン語のオフィキウム (officium) が備えていた、道徳性、徳、<sup>15)</sup> 献身、よくなされた任務の尊重、のあらゆる重みを取り戻さなければならない。

そうしたさまざまな考察に統いて、ポランはかくして、諸権力の分離および均衡という自由主義的体制における古典的教説の代りに、より柔軟で、かつ現代の習俗に、また既定の経験に、よりよく一致した、一つの教説を用いるよう導かれる。

第一に、諸権力の実現不可能な根本的分離の代りに、ポランは、諸権力の可能な最大の独立の法を用いる。それは諸権力の憲法的区别と同様に、諸意志や習俗に起因する独立である。

第二に、国家の三権力の均衡と制御の代りに、ポランは、一方において、諸政治権力の複数性の承認、他方において、諸対抗権力からなる体系の構成、を用いる。後者は、しかしながら、それらの調停や決定の権力を、執行的および立法的審級に委ねることになる。

統治者たちの執行権力の傍らに、事実上また権利上、行政の権力、シビル・サービス (civil service) の権力、を認めなければならない。最も高い次元で、たとえ調停し、方向づけをし、かつ最終的に決定することがもっぱら統治者たちに属しているとしても、情報を提供し、執行の諸手段を提案し、可能なものと不可能なものとの限界を示し、かつ執行に従いつつ、行政官たちが、その能力、経験、職務の継続性によって、政府の行動の中で大きな役割を果すのである。サービスの善、また慎みの義務に伴われたかれらの忠誠が、かれらの行為の嚴

格な規則でなければならぬと同時に、かかる役割が認められ、かれらの独立が保証されなければならない。この事実上の権力は、徹底して、国家の有効性とその継続性に対してと同様、國家の慎重さと穩健さに貢献しなければならない。

すでに見たように、他方で、近代国家は、國家の古典的な政治的諸機能の傍らで、財政的な、また税務的な機能のような補足的諸機能をもち、次いで、コミュニケーションの大規模な手段、公教育、文化的保護、たくましい産業的企ての世話をし、また、経済的組織や社会保障に大変尽力するように導かれてきた。最も純粹な自由主義でさえも、こうしたあらゆる負担を、私的発意に返すことはできない。

しかし、自由主義者たちの役目は、中央集権化された巨大な官僚体制を拒否し、そして大胆に地方分権化しつつ、分権化された諸構造 — ひとがそれらを地域または地方、県、市町村のどんな名前で呼ぼうとも — に、税務の資源と決定の諸手段、対応する制御の諸手段を割当ることによって、経済、国土整備、教育、文化の諸領域における大きな責任を取り戻させることである。こうしたさまざまな領域において、諸地域の自律は、国家がそのために作られていない諸機能の餌食となつた国家の遍在性を除去しつつ、権利上の好都合な対抗権力に仕立てられるだろう。たしかに、国家の諸権力は、本来の意味で政治的な諸機能を行使する排他的特権を、また、それらにとって必要な諸手段の使用を、保持する。国家の役目は、地方的諸権力の間で調停すること、それらの側面的諸権力とともに、調和的で効果的な協力体系を調整し組織すること、また国家の法律の尊重を見張ることである。

ポランは既成の「対抗権力」(contre-pouvoirs) という表現を利用した。それはだからといって、敵対的権力を示してはならず、全体の調和に協力する、区別された機能的諸権力の複数性を示さねばならない。均衡よりも調和的全体を構築することが問題である。なぜなら、諸権力の複数性、国家の政治権力が全能でないような諸制度を確立する意志は、国家を麻痺させるべきでなく、また国家の崩壊または国民の崩壊を引き起すべきでないから。ここでなおも、すべての人の忠誠と、市民たちおよび大政治家たちの市民的、道徳的諸徳のみが、そのすべての活力を与えるような、理に叶つた妥協を打ち立てることが問題で

ある。<sup>16)</sup>

## 2 メディアの権力

近代の政治的共同体には公的諸権力の傍らに、いかんともし難い強力な事実上の私的諸権力が存在する。ポランは、等しくそれらをも権利上の諸権力に変え、そして機会があれば、それらを制度化しなければならないと考える。まず何よりも、著しい政治的圧力を引き起し、かつ真の政治権力をなすのは、コミュニケーションの諸手段の並外れた文化的権力、すなわちメディア (*des media*) である。幾世代もの間、自由主義は出版報道の自由 (*la liberté de la presse*) のための闘いと混同されていた。——たんに諸個人の規模でのみならず、大量普及の規模、メディアの規模で、表現の自由 (*la liberté d'expression*) は自由主義者たちによって要求される基本的諸自由の一つなのである。メディアの表現の自由が一国の中で実践されている限り、ひとは体制の自由主義的性格が結局、擁護されるかまたは救われるだろうと希望しうる。

ポランによれば、たいそう明らかなことであるが、それ自体としての公権力は思考しないし、思考することができない。そしてとりわけ、それは市民たちの代りに思考しないし、思考すべきでない。それは、市民たちだけが作り出しうる諸思想を、かれらに押しつける何らの権利ももたない。ひとは、だから、ひとがそれを飾るのが好きな何らかの名称——情報(*information*) またはコミュニケーション (*communication*) ——で、存在しない一つの機能を、公的サービスに仕立てることはできない。場合によっては公的サービスに仕立てられるコミュニケーションの唯一のサービスは、人員のまた商品の「運搬」 (*transport*) や、そのあらゆる形での「通信」 (*correspondance*) のサービスである。それは技術的サービスである。しかるに、ひとが「情報」のサービスを設定するとき、それは、政治権力を意のままに用いる人々の意見を普及させ、かつ他のあらゆる意見の伝播を禁止するためである。それは情報のサービスとはいはず、ただ戦争状態のみが正当化しうる「プロパガンダ」のサービスである。公権力がメディアを、またはそれらの中の幾つかのものを手に入れるとき、それは決定的な基本的自由に非常に重大な侵害をもたらし、そして、思考し判断し信仰する自由を危うくする。かかる自由は厳密に私的な事柄であり、ただ

諸個人のみが、究極のところ、その能力を有するのである。<sup>18)</sup>

ところで、ひとが公的な表現の自由、メディアの表現と放送 (diffusion) の自由、を一つの権利として認めるとき、それは、あらゆる自由の、権利への変換の場合と同じことである。——かかる変換は、そうした自由の限界と義務の規定を含意するのである。実際、権利になることでそうした自由は理性的義務になるのであり、そして、それが表現と情報の自由、つまり世論全体の形成の自由、を危うくするだけにますますそうである。ひとは、だから、その決定的な価値にもかかわらず、そうした自由を野蛮な状態に置いておくことはできない。メディアが、必ずしも公平とはいえない、次のような二種類の圧力団体の手中にあるだけにますますそうである。

一方で、重要な産業的、技術的インフラストラクチャー（下部構造）に応じて、かかる諸圧力団体は、重要な財政的諸手段を意のままに用いるにちがいない。もしひとが野蛮な自由を諸圧力団体に委ねるならば、ひとはそれらにプロパガンダの権力、一つの政治権力、を与えることになる。これに直面した公権力は、備えができていないのである。

他方で、メディアに委ねられた野蛮な自由の場合、メディアを準備する「知識人」たちこそが、情報を集め、またそれを作成するかまたは提示し、そして事実上、その支配者となる。技術的成功の諸理由で、かれらはつねに異常なもの、破局的なもの、センセーショナルなものを強調し、普通のもの、日常的なものを怠る傾向がある。偽りの調査やいわゆる公式見解が、皮相なもの、束の間のものに拒絶反応を示し、そして、それらは好奇心を刺激するために、緩叙法以上に誇張をやしなうだろう。かれらは、その一方で、放送されるであろうものとそうでないものの間の選択をする人々なので、かれらは事実上の検閲の権力を意のままに用いる。それは気づかれないかも知れないが、しかし、政治権力によって行使される検閲と同じくらい恣意的で、同じくらい有害である。——こうした無責任な知識人たちは真の知的なテロリズムの諸手段を手中にするのであり、それは、かれらの思いつきに従って諸状況や諸出来事を示すか隠すかし、また、かれらに好都合な偏った見地の下にそれらを提示するのである。そのうえ、かれらは、かれらの気に入る人々に発言を認め、そして他の人々に決定的に沈黙を余儀なくさせる、恣意的な権力を用いることができる。<sup>19)</sup>

おそらくジャーナリストたちの中には、大いに才能のある人々、大いに教養のある報告者たちや調査者たちがいる。かれらは諸状況を客観的に、忠実に、節度をもって、厳密に説明し、かつ評価することができ、そしてかれらは本質的なものをはっきりさせるために、諸々の束の間の出来事の波を支配することができる。かれらを讃えよう。

しかし、かれらは例外であることを認めなければならない。メディアが委ねられるインテリゲンチアは、よりしばしば、その思考の習性によって、かれらが事実上引き受ける責任に備えられていない知識人からなる。かれらはすべてについてすぐさま判断するように招かれる。何かにつけてそうであり、あとに何も残らないだろう。かれらはほとんど諸現実の意味を手に入れる手段をもたず、ほとんどかれらの判断の結果を考慮せず、また、ほとんど可能なことと不可能なことを気にかけない。かれらは一層、公衆をかれらの意のままにするためにしか、公衆にへつらったり公衆の最悪の傾向におもねつたりしない。デマゴギーはかれらの成功の手段であり、かれらの聴衆の多さの手段である。

諸々の出来事や政治的人間に対して、かれらはつねにどっちつかずの立場にある。現実の世界と新聞紙の世界、言葉の世界とイメージの世界が、決して一致することなく介入する。かかる介入は、操作なしに、また暴力なしに、行われるわけではない。かれらは、最良者にとってのその天職以外に、何もその正統性を基礎づけない恐るべき勢力を意のままに用いる。しかしながら、かれらは非常に主觀的な選択や思考しか表現しない。または、かれらがたいそうしばしば属している、非現実的で無責任な知識人たちの小さな仲間の選択や思考しか表現しない。

注目すべきことに、表現の自由への自らの尊重によって身がすくんだ自由主義的諸体制は、メディアの規定を打ち立てるのに苦労するし、また、それらの特定的な表現の自由に対するメディアの権利を、法的に規定するのに苦労する。ひとは嘘が人間たちいでなく諸々の出来事にかかわるとき、それがどれほど明白であろうと、嘘に釣り合った刑罰をどのように規定すべきか知らない。また、たとえ名誉毀損 (diffamations) またはかれらの私生活への侵害によって、人間たちに対する侵害がなされるとしても、刑罰は全面的な補償をもたらさない。— 謹謗中傷 (calomnie) の悪はすでになされたのである。テレビ放送に

おいて技術的諸理由のためにほとんど適用できない反論掲載権 (le droit de réponse) は、中傷者またはぶしつけな人と、その犠牲者との間にめったに対等な勝負を残しておかない。<sup>20)</sup>

またも当然にしなければならぬのは、法律以上に、習俗と人々の諸徳である。情報提供者の職業の自由主義的義務論が、きちんと整えられなければならないだろう。ポランは、それについて三つの主要な原理を提出していた。<sup>21)</sup> —

第一のものは誠実の原理 (principe de loyauté)、すなわち、その公衆に対する、また真理に対する、情報提供者の職業上の誠実さである。それは、ひとが仕事をするとき、可能な限り、アクチュアリテ (時局性) の圧力の下にその時の諸情報をもって、真実を述べる意志である。誠実さはまた、反省的判断と批判精神の可能な公衆に対してのように、己の公衆を尊重し、それに訴えかける配慮を含意する。実際上、出版報道においては、二つの型の提供を十分に区別するのがよいだろう。— それらは情報の記事 (les articles d'information) と論説 (les éditoriaux) である。情報の記事は、最大限の客觀性を狙いとするだろう。論説は一定の思想傾向をもった態度表明であり、一人の人間、または一集団、一政党の意見を説明するが、はつきりとそのようなものとして提出されるだろう。かかる誠実の原理の外では、情報はもはや公衆に対する歪曲と情報操作、欺瞞と知的暴力でしかなく、そのようなものとして抑圧されねばならないだろう。

第二の原理は、情報の機能を特定的機能 (une fonction spécifique) と見なすことにある。論壇の所有と公衆の現前は、情報提供者と解説者の機能の代りに、探偵、正義の味方、または審判者や政治的助言者、さらに偽りの大政治家、の機能を用いるべき誘惑となる。これは、ジャーナリストが誰からも委任も任務も受け取らなかつたことを忘れることがある。諸部門の混交は、それがつねに不完全であるだけにますます有害である。情報の任務は、それ自身で自足するのに十分なほど、また一つの天職を生ぜしめるのに十分なほど、困難なものであり重要なものである。

第三の原理は、情報の機能の公的性格 (caractère public) を認めること、そして、それに私生活へのあらゆる闖入を禁止すること (à lui interdire toute intrusion dans la vie privée) にある。かかる闖入は、あるいは他の人々の

私生活を無遠慮に見せ物にすることで、あるいは己のヒーローたちやいわゆる時のヒーローたちの私生活を見本としてまたはたんに標的としてさらすことで、行われうる。メディアには教条主義や知的、道徳的順応主義の大きな手段がある。それらは家庭の中心に、各人の私生活の中心に、干渉する。通俗化するおかげで、あまり教養のない者たちやあまり繊細でない者たちの次元に置かれるおかげで、ついにひとが家から家へとまき散らすことになるのは、低俗さと凡庸さである。ひとはマスメディア、とりわけ視聴覚メディアの中では、すべてを述べるかまたはすべてを示すことはできない。それらは幻惑の道具なのである。表現の自由よりもさらに非常に重要なものとして、是非とも必要であり、かつ尊重されねばならないのは、あらゆる思考する自由の、あらゆる私生活の、中心にして条件である、私的省察の自由 (*la liberté de réflexion privée*) であるが、それは物理的騒音や、メディアの知的騒音を免れて、静寂を必要とするのである。<sup>22)</sup>

たとえメディアが公的サービスを構成しないとしても、それらは巨大な公衆をもち、かつ公的機能行使する。それらは、だから、明白な、遠慮と慎みの義務 (*un évident devoir de réserve et de discretion*) を有する、とポランは考える。己の固有の意見を世論の現実に置き換えようとするメディアの傾向に、ひとが打ち勝つのは難しいだろう。出来事に対するメディアの反応は、あまりにしばしば世論そのものの反応と見なされる。一種の悪循環がつくられる。——沈黙の観客たる世論と向い合って、メディアはそのとき、もはや己自身のために己自身の意見しか述べないのである。

自由主義的公権力は、こうした種類の義務論を尊重させることができるだろうか。それは権利を無視して、どんなことでも黙認せねばならないのだろうか。しかし、ポランによれば、少なくとも次のような二つの点で、公権力は効果的に介入することができる。——

第一に、世論を方向づけ、形成し、また変形させ、またしばしば情報操作によって欺く、強力な対抗権力に直面して、諸個人が受動的になされるがままになっている限り、公権力は己を表現し、己の意図、己の決定を説明し、かつ、それらを正当化する諸手段をもち続けなければならない。国民的危機の場合には、それはメディアの総体を利用できなければならぬ。普通の時期には、そ

れは直接、文書によるまたは視聴覚による出版報道の幾つかの機関を意のままに用いることができなければならず、または、それは政府の行動に好意的な出版報道を信頼することができなければならない。己の調停を行うために、己の決定の執行を保証するために、それは、他のあらゆるメディアの独立を尊重するという条件で、幾つかのメディアを通して己を表現する権利をもつのである。

しかし、繰り返すが、この調停の権力、公権力の役割の立派な行使に必要な、メディアにおける表現へのこの権利は、情報の機能の公的サービスへの構成を正当化するものでなく、ましてや、情報の国家的独占への構成を正当化するものでない。そこでは、ポランがすでにその致命的危険を強調したところの、国家の役割の乱用と腐敗が問題なのである。

第二に、自由主義国家は、出版報道の機関の多数性と視聴覚（テレビ）放送の多数性を奨励しなければならない。それは、自由の行使にとって持って生まれたものたる、意見の流れの複数性の存在と表現とを擁護すべきである。自由主義国家は、情報を与え、かつひとを楽しませるべき、あの巨大な一枚岩的な諸機構を碎いて、諸々の私企業に返す義務がある。——かかる諸機構は、唯一の公衆、大衆しかもたず、量以外の他の成功の基準をもたず、かつ、大多数者を最も凡庸な水準におきつつ、かれらに情報を与え形成し高める代りに、かれらに順応してかれらの気に入るようのことしか求めない。差異の文化においては、多様性のおかげでしか教育はないのである。

自由主義国家は、また、次のことを希望することができる。——メディア間の競争は、諸事実の真理に対する、またそれらの公衆に対する、より多くの誠実さへと、それらを強いるだろう。もしくは、それは現実の束縛を無視して、それらのイデオロギーの幻影の中に閉じこもるものを見笑い者にするだろう。もし競争が、ときにはデマゴギーに駆り立て、最も低い諸情念におもねるように促すとしても、それはまた、自由の最も高邁な表現を可能ならしめ、最良の才能の表現を可能ならしめる。表現の自由は、多様性と多数性の中でのみ可能である。自由主義国家が一方（自由）を保証しうるのは、ただ他方（多様性）をも保証するときのみである。<sup>23)</sup>

ところで、メディアの多数性と、正しい情報と誠実な態度決定の限界の中で、それらに認められる公的な表現の自由への権利は、まったく自然に、現代の国

民的共同体のメレクラシー的構造に刻み込まれている。メレクラシーの諸集団は、かかる表現手段の中に、それらの行動をより健全なものにするのに寄与する、まったく自然でまったく合法的な圧力手段を見いだしている。

さまざまな集団によって行使される圧力の効果が、それらの全国的重要性に全然釣り合っていないことは明らかである。したがって、たいそう正当化された防衛は、暴力的行動に変わることがある。経済的ないし財政的トラスト（企業合同）の術策において、または、その陰険なテクニックが国民の経済的、政治的生活に重くのしかかる永続的脅威となるストライキ権の乱用において、または、反乱の見せかけである市街の示威運動において、それらの圧力が黙認された暴力に墮するのを避けるために、諸圧力団体の自由もまた、理に叶った保証と限度とを伴って、すべての人に対する等しい権利に仕立てられなければならない。諸圧力団体もまた、事実上の対抗権力である。——今や、それらを権利上の対抗権力に変えるべき時である。それらに、統治の諸制度の只中で表現（=代表）<sup>24)</sup>の様式を与えなければならない。

諸政党は、明らかに、国民の諸々の意見や諸利益の全体を代表するのにもはや十分ではない。それらの関心はあまりに多く政治的意見に向けられており、かつ、今では国家生活に統合されている経済的、社会的、文化的な事実上の諸権力を、あまりに間接的に表現（=代表）する。逆に、経済的、社会的、かつ文化的な、大きな諸圧力団体に、全国的な政治的機能を与えるなければならない。こうして、国家の指導的審級の生活に、国民の最も活発な諸集団の行動が統合<sup>25)</sup>されるだろう。事実上のメレクラシーは、メレクラシー的国家になるだろう。

### 三 自由主義と「国家理性」

ポランは、彼が主権的権力の行使に必要な「絶対的権力」をたくさんの対抗権力で取り囲むべくなす配慮を、そして主権的権力を、信頼の使命である一つの使命において規定するために、またその自由を、すべてをなす自由でなくその基本法とその立憲的諸原理を伴う一つの権利とするためになす配慮を、取り違えないようにと願う。ポランは、明敏で、それが必要なときには、その語の最も高貴な意味でシニスム的な、強い自由主義を信じている。ポランが信じて

いる自由は、たんに自由によってのみ身を守るのではない。それは精神によってのみでなく、また武器によって、かつ、それが必要であるたびに物理的暴力や精神的暴力によって、身を守る。ポランは、古典的な「国家理性」のテーマに基づいて事柄をはつきりさせようとするだろう。<sup>26)</sup>

平穏な日々の続くときと同様、危機の時期にも、万事に対して法の支配は十分であり、法律の存在は公的秩序の尊重と市民たちの教育を保障するのに十分である、と想像する自由主義者たちは退廃している、とポランは言う。かかる柔弱な自由主義者たちにとって、あらゆる権力は腐敗し、かつ、それが大きければ大きいほどますます腐敗する。だから、可能なる最小の権力、立法者、調停者にして保証人、許可と禁止を告げる法律、成功と失敗の単なるゲームへの穏やかな信頼——そうしたところに、かれらの政治的理想的がある。かかる理想は、それが次第にそこから丸写しされたところの、経済的自由主義の楽觀主義をすべて有している。経済的自由主義が、国家が介入しないときにしか決してよりよく機能しないように、同じくこの楽な政治的自由主義は、国家が少しでも調停者、立法者、また保証人として役立つのであれば、自然法の力で秩序と平和を可能ならしめようと思う。そして、それは国家があまり介入しなければ、それだけ一層よいのである。

人間本性一般への、たいそう完成可能でたいそう教育可能な人間的自由への、また、人民の意志にたいそう明らかな理性の力への、大いなる信頼に対して、柔弱な自由主義者たちは、個別的に把握された各人間に対する大いなる不信を付け加える。そして、それは彼がより多くの権力をもてば、それだけ一層そうである。そしてひとが、その諸情念や悪徳が競争の成功や失敗によって埋め合わされ、かつ改められる、平均的市民を信頼しうるとしても、自分たちの代りに、権威や政治権力を担った人間に対しては徹底した嫌疑がかからなければならぬ。——極限的には、彼の職務の行使の機能的諸条件を彼に対して拒絶し、彼の行動を妨げるほどまでに。ある何らかの自由主義は、大政治家たちの成功よりも、議会の働きの無氣力と受動性を選好するまでになる。そのような自由主義者たちにとって、「国家理性」への訴えとティラニーの間に差異はない。<sup>27)</sup>

ポランによれば、その最も広い意味において「国家理性」の観念は、ただ単に主権的権力のそれ、すなわち、その働きの有効性に必要な諸条件と諸手段を

意のままに用い、かつ最終的に決定することのできる至高の権力のそれ、と混同される。ところで、結局、政治行動の価値を決めるのは成功しかない。主権的権力の必要性、換言すれば広義における「国家理性」の必要性は、二つの公準に基づく。すなわち、第一に、人間たちは本性により、差異の原理である自由の、だから紛争と暴力のそれである自由の、自由な（束縛されない）ものであるので、戦争が人間たちの間で最初のものである。第二に、かれらの生き残りと、かれらの諸関係の平和的規制とは、そうした野生の自由を市民的権利に変え、至高の公権力の権威の下で法的状態と法の支配を設定することのできる、政治的共同体においてのみ可能である。「国家理性」のかかる広義の教説に対して、マキアヴェリやホップズがそれを明らかにすることも、その名を挙げることもなかったとしても、かれらはおそらく賛成していた、とポランは考える。というのも、かかる教説は、かれらが各々そのやり方でたいそうよく明るみに出した、<sup>28)</sup> 政治的なものの本質自体からやすやすと生じるからである。

人間たちに強い印象を与えるのは、政治的権威が、定義により、必然的に、結局もしそうせねばならないなら、共同体の構成員たちの生死、また共同体自身の生死にかかわる権威であることである。至高の権威の象徴は、生殺与奪の権利であり、また、それは恩赦の権利、だから、生きさせたり、死なせたりする権利である。こうして、あらゆる政治権力のもう一つの局面がまったくはつきりと現れる。それは取り返しのつかない形で、決定的な、復旧不可能な仕方で関与する権利、各人に対して、また共同体に対して、償い得ないことを犯す権利である。ひとが述べたように、戦争自体が、政治を他の手段で導く技術である。集合的暴力はまた、個人的暴力と同様、政治行動にとって本質的である。しかし、ここではなおも広義の「国家理性」しか問題ではない。なぜなら、それは政治行動の本質と、政治的共同体の政府の機能的必要事とに、共外延的であるからである。<sup>29)</sup>

ポランによれば、狭義の「国家理性」の教説、本来の意味の「国家理性」の厳密な意味でのその教説は、より後になって、道徳的諸価値と文化的諸価値の秩序の存在という一つの新しい公準が課されるとき、現れる。そうした道徳的秩序の只中で、意図こそが重要であり、信仰こそが救うのである。また、道徳的意識、ある一つの道徳的意識こそが時代とその習俗の言葉を語り、政治にお

いてと同様、道徳において証言し、善と惡を決定するのである。かかる道徳的諸関係の秩序は、何らの機能的必要性も伴わず、何らの成功の技巧も想定しない。政治的秩序と道徳的秩序は、公的なものが私的なものと結びついているのと同じくらい必然的に互いの間で結びついているが、性質において異なる二つの秩序であって、根本的に異質であり、互いに還元不能である。諸政治権力の行使の下にあり、それらがその有効性を確保するために意のままに用いる正統的な力や暴力とつかず離れず作用する世論は、集合的無意識の諸伝統に、また深い文化の諸価値に接合されて、近代国家の生活においてますます重要な役割を果たす傾向がある。諸個人は、かれらの道徳的諸価値、かれらの振舞、かれらの作品を通して、世論との関連で位置づけられる。

厳密な意味での「国家理性」の概念、「国家理性」の有意義な概念は、最初の時期には、次のようなとき、すでに形成されることができていた。——法の支配が人間の支配に取って代った体制において、至高の権力の所持者が、緊急の状態や危機の状態に、公安を目指して、「国家理性」の名で、法律を無視して、または現行の法律に反してさえ、諸決定をなすように導かれるとき。(かかる国家の法律は、なおも自然法の表現であり、そしてそれはすべて道徳的実質を担っているということでなければならない。なぜなら、われわれが知るよう、巧みな僭主は、法律によって、かつ法律の枠組みの中で、そのティラニーを営むことができるから。)

「国家理性」の適切な援用は、第二の時期には、主権者の諸決定の、道徳的諸価値の秩序との衝突から、また、それが政治行動と一般に受入れられた道徳性や文化との間に引き起す断絶から、生じる。全体主義的な僭主たちまたは専制君主たちは、たしかに法律を意に介さないし、もしかれらの氣に入るならば、法律の圧制的な使用を知っている。かれらはなお一層、道徳的諸価値、文化や精神の諸要請を意に介さない。かれらが考慮に入れる唯一の正当化は、政治的考慮、力と暴力の考慮である。

厳密な意味での「国家理性」が一つの問題として、かつ特殊な合理的要請として、現れるためには、政治と道徳の葛藤が公然たるものでなければならない。諸個人の確信と世論の動向が、認められ、尊敬に値すると判断されなければならない。政治と道徳は、それらの異質性とそれらの還元不能性にもかかわらず、

裂くことのできない弁証法によって結ばれており、かつ、政治は、己を超する諸価値、道徳的、文化的諸価値を、目的として有するのでなければならない。言い換えれば、「国家理性」の問題は、「国家理性」を援用する政治が道徳的政治であるとき、その最も大きな緊張とその明晰さを見いだす。ポランによれば、それはすぐれて自由主義の場合である。<sup>30)</sup>

「『国家理性』の新しい規定は、実際、方法や手段や機会の厳密な合理的計算が道徳的価値の犠牲をもたらすや否や、現れる。しかし、ひとはおそらくなおも、それを攻撃する美しい魂 (*les belles âmes*) は、政治的なものとその基本的所与の特定性を全く極端に無視している、と主張しうるであろう。反対に、『国家理性』が一層ラディカルな意味を手に入れるのは、政治的人間自身が、次のように考えるに至るべきである。——たんに手段の合理的計算が、道徳的価値の配慮を、求められた目的の成功に従属させねばならないのみならず、また、合法性や道徳性のあらゆる考慮に打ち勝ち、すべての人によって、かれらによつても、最高のものと見なされた道徳的価値にさえ打ち勝つ、政治的価値がある。」<sup>31)</sup>

すでに最も自由主義的な精神において、自然法、理性的道徳、の擁護と適用を政治と国家形成の目的にした政論家たちは、次のことを認めた。すなわち、緊急にして法律の沈黙する状態では、共同体の安全は、統治者たちが、存在するあらゆる法律の外で、またはそれを無視してさえ、かれらの「特権」(*prérogative*) を使用することを権威づけている、と。これは実際、ひとが言うように「公安」(*salut public*) がそれを要求するたびに、その市民たちの自由や一般に受け入れられた道徳性を尊重する国家に対してさえ提起されうる問題である。「緊急必要権」(*droit de nécessité*) をなす公安は、抗し難いと見なされる権利を打ち立てる。しかし、その正当化の権力はたいそう強力なので、ひとは、そのおかげでローマ人の一時的独裁からジャコバンの公安委員会まで、あるいは「デクレ・ロワ」(法律並みの政令 *décrets-lois*) ないし「全権委任」(*pleins pouvoirs*) から拷問、恐怖政治、またはヒトラーの民族大虐殺まで、いかなる政治をも正統なものとする主張をなしうるほどである。しかし同時に、それはたいそう不明確でたいそう恣意的なので、逆に、あらゆる異議申し立てやあるゆる拒絶を可能ならしめ、かつ正統なものとする。<sup>32)</sup>

こうした原理の上に立てられた「国家理性」に頼ることが引き起こす腐敗の

危険はたいそうよく知られている。要するに、それは権力の受託者である人々による、権力の恣意的な使用を可能ならしめる。自らを法律の上に位置づけ、規則も制限も認めず、必要性と緊急性にかこつけて、もはや正当化する必要すらない、規定する必要もない公安の名で、それは制御と制限を失った権力の、あらゆる乱用、あらゆる行過ぎを可能にする。それは理性の名の下に気まぐれの支配を設けることを許し、国家の名の下に一人の、あるいは一団の意志の支配を設けることを許してしまう。公安の体制はつねに独裁であり、その最も容易な傾向はそれをティラニーへと傾ける。

しかし、政治的価値が至高の価値の列に高められるとき、とくに国家の価値が、それがそなあるべきと思われた手段から、至高の目的に変えられるとき、「国家理性」は至高の理性、絶対的理性、端的に理性として現れる。国家は道徳的価値の唯一の防衛手段として、またまさにその遂行として、具体的達成として現れる。道徳性の義論がそれに対立させられうるどころか、道徳性こそが国家の中でかつ国家によって従属させられ、実現されるのである。市民たちは国家の中にのみ、かれらの特殊性と具体的になった普遍との、具体的で満足のいく平穏な和解を見出すのであるから、そのうえ誰が、かかる国家における普遍に対して反抗することができようか。原理的に人民や諸個人と共に外延的であり、人民の精神と諸個人の精神にしみ込む「国家理性」は、そのうえ生来、主権的国家に対する臣民たちの服従、従属を、かれらの無条件的信頼を、実際その信頼が盲目的であるとしても、要求するのである。<sup>33)</sup>

ポランによれば、政治的自由主義の父であるジョン・ロックこそが、他のあらゆる者以上によく、「国家理性」への訴えを至高の権力の「特権」(prérogative) の名の下に正当化したのである。「特権」はたんに、規則なしに、公安を目指して、己の「裁量」で行動する権力であるのみでなく、それはまた、緊急状態や極度の危機の状態において、例外的状況がそれを要請するとき、つねに公益を目指して、「法律の規定に反して」、「法律の率直な文面に反して」正統に行動する権利でありうる。かかる厳密な意味での「国家理性」の考え方は、さらに、統治者に対して、公益を目指して行動するために与えられる信頼の「使命」の観念によく一致している。公安が賭けられているとき、「国家理性」は、統治者に対して、プラトン的哲人王になされた信任を与えるのであり、彼はそ

の知恵において、法律を越えて、また法律を不要としてさえ、人間たちをかれらの最大の利益のために統治したのである。

「国家理性」の名で行使される裁量的権力が例外的手続であることは本當である。自由主義者たちはそう強調するのだが、それは緊急状態にもっぱら公益を目指して与えられる真の「緊急必要権」なのである。最も自由主義的な諸憲法も、時間において十分限られた、短い期間に対して、その必要性を認めている。その例外的性格は、「国家理性」に対して、一個人または一党派の意のままに墮落することを禁じている。<sup>34)</sup>

だから、確立する必要があるのは、国家理性の議論の原理と限界である、とポランは言う。——その第一の原理として、ひとは先ず最初に次のことを認めないわけにはいかない。「国家理性」に頼ることが、実践されている道徳的価値と根本的に矛盾する合理的な政治的行為の緊急性、必要性によって正当化される事態が生じうるし、実際、一国家の歴史の中で公安や共通利益の名で生じている。美しい魂はあまりにも容易に、戦争の行為がわれわれの文明においては「国家理性」への絶えざる訴えを含意するということを忘れている。美しい魂はいくらかナイーヴに、大量絶滅の原子兵器の使用を前にして、そのことを発見する。ひとは戦争なしに、あるいはその起りうる可能性なしに、政治を理解することはできない。だから、明らかに「国家理性」への訴えには一つの正統性がある。その決定のイニシアティヴは、正当な権利として (de droit) 政府に属し、政府はその好機の唯一の判定者であり、「国家理性」の唯一の可能な解釈者である。

しかし、第二原理として、自らの性質に一致し続けるために、「国家理性」は、予見しえない一時的な状況、緊急性と必要性の場合、また危機の時期——公安が危機に瀕し、合法的手段に頼ることでは明らかに不十分であるのが分かるような——にしか係わることができない。いかなる場合にも、「国家理性」は長期にわたる政治、永続的な独裁やティラニーの確立、を正当化することはできない。というのも、政治行動の一般的条件は、決してその必要性を含んでいないから。「国家理性」へ訴える政治は、それでも気まぐれの政治ではなく、そうした支配の端緒とはならない。もしそうなるとしたら、それは「国家理性」が不当にも、そのつねに一時的な機能を逸脱するということである。言い換えれば、

その最初の意味に反して、「国家理性」が緊急必要権から生れた緊急の行動として理解されたときから、それはもはや永続的な主権的政治行為の内的合理性として考えられることはできない。それはたんに理性的な計算、つまり合理的政治の手段が共通利益を擁護するのに一時的に欠けているときにひとが思い切って決定する、最も理性的な選択である。<sup>35)</sup>

統治者たちが自らの最も理性的な判断を信用して、周囲の事情のために、法律、道徳的価値、および習俗を、公安に従属させざるをえないと考えるとき、もし「国家理性」が介入するならば、第三原理として、逆に市民たちが最も理性的な仕方で、統治者たちの決定を自らの側から評価する権利を取り戻す、という結果になる。逆説的な事柄、すなわち市民たちに認められた異議申し立てと討論の権利が、政府の「国家理性」に訴える権利と引替えに発達する。——かかる討論の権利は、法律の枠組みでなされる決定のためには存在しないのであるが。それは、「国家理性」への訴えは国家全体の意味や目的を再び問題にするからである。統治者たちにとって、「国家理性」に訴える権利は、かれらの正統性の源泉へとかれらを立ち戻らせ、それを再び問題にし、もう一度それを基礎づけることを求める。権利は、権力の事実を再び拠りどころとするに至る。ひとがそれを望もうと望むまいとそうである。なぜなら、もし権利が否定されたとしても、事実は存続するであろうから。逆の起りうる抵抗の事実に立ち戻ったとしても、一つの権利が、それ自身の評価のままに必然的に市民に認められる。政府の緊急必要権に、被治者の緊急必要権が対応する。国家の存在が再び問題にされるとき、各人が絶対的責任を再び見出す。それゆえに、緊急必要権がはたらくとき、統治者たちは法律を考慮せずに、そのあらゆる力を用いる資格を与えられる。しかし、「国家理性」による行動は、その目標と矛盾するあらゆる合法的制御を越えて位置づけられると同時に、それは統治者の力と被治者の力との抑制均衡（check and balance）の体系に従属させられている。

統治者たちは、もはや法律に応じてではなく、世論や、かれら自身の同市民たちの抵抗の能力や、またかれらの命令が服従されるようにする、その有する機会に応じて、かれらの行動を計算せざるをえない。「国家理性」に頼ることは、それが分割する代りに集結させる場合にしか、それが非常に多くの同意をその援助に導く場合にしか、効果的でない。それはその正統性の基準を、それを正

当化しつつ、すっかり効果的なものにする、準-全員一致の回復のうちに見いだす。<sup>36)</sup>

「国家理性」の教説は、ポランの考えでは、自由主義的人間学や、次のような自由主義的観念に、完全に統合される。——政治は、不確定性とリスクの、またおおよそのことと妥協の、領域であり、そこでは、たえず、懷疑論と信仰つまり犠牲にまで進む献身との、また避けられない信頼と必然的不信との間の、正しい程度を探究するのが望ましい。「国家理性」の必要性を認めることは、自由がまず最初は悪のための自由であること、それは二次的に、かつ理性的省察によってのみ、完成可能性の自由であること、を認めることである。たしかに、大政治家たちは他の人々と同様の人間たちであるが、しかし、法律によって、またもしそうせねばならないなら法律なしで、統治するために選ばれた人々を信頼するリスクをとらねばならない。危機の時に、人間たちはかれらが現にあるがままのものであるので、たいそう短い期間のあいだ、政府の座にある人々がすべてに責任をとるというリスクをまさにとらなければならない。

そのようなことが自由主義的「国家理性」である。かかる「国家理性」は、自由の値打と危険を知り、かつそれを、かれらの人間性の原理、かれらの人間的文化の原理として愛する人々の、推論の帰結である。危機の時に、自由を救済しようと試みるために、それを危うくすることを認めなければならない。政治はつねにその有効性によって是認されるのではないか。これこそが真の自由主義、強くて堅固な自由主義である。<sup>37)</sup>

#### 四 自由主義と国際関係

自由主義的な国際政治はあるのだろうか。この質問が提起されるのは、ポランによれば、自由主義者たちにとって、国際的総体は法的状态でなく、自然の掟、すなわち最強者の掟、が君臨する状況であるからである。それは潜在的な戦争状態であり、そこでは各人が自分で、彼が用いる勢力のあらゆる手段を使って自分の諸目的を擁護する。各列強は、こうして、本当に絶対的な自由を所有する。各列強は、己の権限の範囲内にあるどんなことでも可能である。国際的状況は、だから、基本的に計算によって支配された暴力の状況、マキアヴェ

り流の状況、自然の状態、として解釈される。

各国家は自律的な、極限的に自足的な全体として構成される。各国家は己の独立を、己の存在の本質的要素として主張する。それは国家が、その統治者たちが実行するような、己の自由に対して与える名である。それは結局、国家が己の擁護と己の諸目的の実現を保証するためにもっぱら頼りにするのは、己の勢力のよく計算された使用である、ということである。

ひとは次のことを理解する。—自由主義者があらゆる国際的状況の下に横たわっていると考える、この解釈の次元では、正義も不正義も存在しない。すべては実力の事柄である。法 (droit) は存在しない。それは一つの限界状況であり、究極のところ、また心の奥底では、敵しかいない。それはまさに、各人対各人の戦争が裂くことのできない横糸をなし、そのうえに国際関係の総体が継られていて、各瞬間に破壊されうるもろい刺繡となっているということである。

しかし、各人対各人のこの潜在的な戦争状態は、潜在的敵の各々がそうしうるのと同じくらい、各国民の死活にかかわる諸必要を考慮して、知的で合理的であろうと努める。それらの体制が自由主義的、社会主義的、独裁的、全体主義的のどれであろうと、あらゆる政治的共同体は、次のような明らかな同じ諸事実と向い合っている。—(1) 公然たる永続的戦争は破壊的戦争であり、そこでは結局、敗者しかいない。たしかに、それは極度の危機において緊急必要な状態に応える、合理的計算である。しかし、永続的状態では、それは悲惨な計算である。(2) そのうえ、諸国家の独立と自足は、とくに近代世界においては、すべて相対的である。国民的諸欲求の満足のためには、財、人員、サービスの交換の、とても多くのものが要求される。(3) こうした諸条件において、対峙する諸国家は、それらの中のある国が時宜を得たと判断するときまで、潜在的戦争の状況、武装した平和の状況を維持するし、また、たしかに不安定な、抑えられ制御された諸暴力の間の均衡状態を維持しようとする。(4) そのとき、かかる均衡の枠組みの中で、実際は物々交換 (troc) の領域に属するが、法的な型の諸関係の織物 (組織) が作られる。かかる諸関係は、長期にわたる、計算された当事者たちの相互的利益以外の他の保障をもたない。二国間または多国間の仕方で諸関係を設定する、条約、同盟、協定、契約は、つねに一時的で、力や利益の関係が変わるや否や、破棄または改定を免れない。これ

が、ひとが平和と称するものであって、その一時的性格はつねに偽りの平和をなすのである。<sup>38)</sup>

したがって、自由主義は、平和主義——どんな代価を払っても平和を探求すること——を不条理なイデオロギーと見なす。なぜなら、それはそれ自身の構想に逆らうことになるから。平和を、またそれとともに、平和主義者たちがユニークな価値とするところの各人の生命を、救済するという口実の下に、かれらは隸従を組織し、またこうして、すべての人の生命を、主人たちの恣意や気まぐれに従わせるのである。実際は、かかるイデオロギーは、それが、最もよく見られる事例がそうであるような、外国の諸勢力によって組織された操作により鼓吹されていないときには、臆病な愚かしさの結果である。なお、外国の諸勢力は個々人の不安を利用し、かつそれをゆすりによってテロールに変える。ポランは、平和主義はかくれたテロリズムの見せかけの顔である、とすら言う。自由主義は平和主義でない。それは平和を好み、それは理性的であろうとする。

実際、あらゆる体制が直面しており、かつ、それらが美しい厳肅な言葉を無視して実際に承認している、あの政治的現実を越えたところに、自由主義がもたらすもの、かつその国際関係の構想にふさわしいものがある、とポランは考える。——(1)自由主義国家の究極目的は文化の秩序に属し、勢力の秩序に属するものではない。外的世界に対して、かかる国家は己の自律の主張と防衛のために、かつ己の諸価値の防衛のために、必要なあらゆる勢力を求めるが、それ以上ではない。独裁者たちの野心や全体主義者たちの普遍主義と反対に、自由主義者たちの対外政策は、政治的帝国主義も全能の権力も目指さない。(2)自由主義国家の文化的究極目的は、あまりに諸個人の自由の創造的で幅広い表現の周りに中心をおいているので、国家がそこから発しあつその奉仕者となる文化の、最も高邁な表現が結果として生じないはずはない。個人的諸自由のたいそう相互的な尊重は、当然に、かつ理性的に、諸文化の複数性の尊重に拡大適用され、そしてそれ故に、特殊性の尊重に、各国民の精神の独創性の尊重に、また、諸国家の自律の承認に、拡大適用される。自律への配慮は、実際的であるよりも一層理論的である独立の尊重よりも、現実によりよく対応している。<sup>39)</sup>

自律と差異におけるこの相互的尊重は、まったく自然に、諸国民の不平等の理解の中で、それらの中の各々の諸能力に比例して、国民と国民の政治的、経

済的協力と、平和的関係の確立を促す。独立の要求とたいそう異なった——最も強力な諸国民でさえも独立的でない——、自律と差異のこの感覚は、「諸人民の自決の権利」（民族自決権 *le droit des peuples à disposer d'eux-mêmes*）に関して、自由主義を懷疑的なままにしておく。その理由は、まず第一に、法的状態とその法的状態を保証する勢力がないところでは、「諸権利」は存在しないから。国際連盟、国際連合といったあらゆる世界的組織は、たかが会議室と傍聴席でしかなく、せいぜいそれらは出会いの場である。それらはあらゆる有効性を奪われている。それらの構成は、政治的現実や勢力の効果的関係にたいそう反しているので、それらは非現実主義的な無駄話に帰されている。その理由は、次に、ポランの見解では「人民」(*peuple*) はその政治的諸制度の枠組みの中でしか存在しないから。<sup>40)</sup> その前には、それは雑然とした群衆や多少とも組織された結びつきの中で行動する諸個人の形でしか存在しない。自己決定権のどんな主題が問題になりえただろうか。その理由は、最後に、諸文化こそが政治的諸制度に対して、最初のものであるから。かかる諸制度はそれらから発するが、しかし文化は己に政治的表現と政治的諸制度を与えるだけでは十分ではない。文化的なものだけでは生じさせない、地理的、歴史的、経済的、および社会的諸条件が、また必要なのである。一つの国民 (*nation*) の構成は諸現実の事柄であって、諸権利のそれではない。「諸人民の自決の権利」は、状況に応じた低俗な諸イデオロギーによって利用された、耐えがたい混乱を引き起している。

かかる文化的なものの強調は、また、経済的自由主義の重い影響が引き起す、自由主義者たちの国際政治に対する、誤算をはらんだ最も困った偏見の一つを免れることを可能ならしめる。かれらは実際、国際的な政治の諸関係が、国際的な経済の諸関係と同一の法則や同一の命法に従うことを見める傾向がある。かれらは進んで、経済関係の錯綜は、平和的な政治関係を導いたり課したりするのに十分である、と想像する。実はそうではない。経済的なものの重みがどうであれ、文化的なものと政治的なものは、それを大きくはみ出しそう、また、それらとともに、非合理的なものが、たいそう根本的に経済的関係の抽象的合理性を越えるのである。それを忘れるることは幻想と失敗を余儀なくされる。ポランは、全体主義的諸モノクラシーの遮断された熱狂に直面して導かれた政治

しかその例としてあげない。かかる諸モノクラシーは、ひとがそれらの機嫌をとり、それらをブルジョア的消費の便利へと陥れる空しい希望をもって、それに気前よく与える経済的便宜を一方通行で蓄える。かかる諸モノクラシーの利益、またそれらの物質的利益すらも、よそにあるのである。経済の勢力は著しいが、しかしそれは、政治権力の意志と現前の傍らでは何ものでもない。<sup>41)</sup>それは、それらを欠いては何の価値もない。

ポランによれば、文化の複数性の尊重によって、自由主義自体が普遍的文化の表現として、またいわんや (a fortiori) 普遍的体制として、現れることはない。たしかに、実際は西欧がこしらえたものであるが、普遍的な科学的、技術的文明がある。だが、それは内在的な究極目的を奪われた諸手段の体系であつて、それは知性と認識の秩序に属する。知られるように、それは文化の秩序でないし、文化とは諸価値や諸目的を創出する自由の事柄である。たしかに、ユニークな種である人間の種があり、そしてそれをひとは人類と呼ぶ。しかし、ユニークな人間的文化はなく、最終的な人間的文化もない。同様に、人類のユニークな歴史はなく — それは大いなるごまかしとなった歴史哲学の大きな誤りである — 、諸文化があるのと同じだけの、還元しえない、特殊な諸歴史がある。

それゆえに、自由主義は、あらゆる文化的帝国主義を、またあらゆる文化的普遍主義を非難する。それが普遍的国家のイデオロギーと、かかる国家を建設するための努力 — 自然に反するだけに、これまでつねに空しいが — を非難するのと同じくらい、力をこめてそうする。あらゆる世界連邦主義 (mondialisme) は、人間的事柄の現実の、混乱したビジョンに由来する。そのナイーヴな、客引き的感傷主義の仮面の下で、諸イデオロギーがたいそうよく樂々と増殖し、かつ、文化的順応主義や普遍帝国の設置に努力を傾けることができる。

諸文化の間で理解されなかつた、政治的諸関係におけるあらゆる潜在的な知的未分化状態は、ひとが第三世界といわれる国々に与える呼び名に現れている。— 「後進国」 (pays sous-développés)、または、より礼儀正しいと思われているもの「発展途上国」 (pays en voie de développement)。こうした国々は、そのどちらでもない。各々は、己に固有の文化に従つて存在するので

あり、それは還元されえず、ましてキリスト教の西欧文化と比較しえない。そのうえ、同じ究極目的をもたない諸文化の間に、ヒエラルキーは存在しえないだろう。しかし、そうした国々はみな、無比の勢力をもたらし、実際に普遍的な、科学的、技術的文明の普遍的侵入によって一変させられ、心的外傷を与えられている。そうした国々は、勢力の次元で唯一の利点として——だがそれは巨大であるが——その増殖する人口数とその原料の豊かさを有する。

諸文化の複数性とそれらの独創性を尊重する自由主義は、最初の運動において、そうした国々の各々に、科学的で技術的な文明が運ぶ物質的諸基準を押しつけないように気をつけつつ、好きなように己の諸価値や己の固有の伝統に従つて、己の歴史を生きるようにさせなければならないだろう。各々にその幸福を与える。幸福は、安樂の事柄でなく、また科学や政治権力の事柄でもない。各々に、その当初の究極目的を与えよ。

しかし、そのようなことが自由主義的政治の主要なインスピレーションであるに違いないとしても、それは、自由主義的文化の存在と自由主義諸国家の存在を危うくする二つの事柄を考慮すると、妥協なしに進むことはできない。まず第一に、経済的、財政的大いなる均衡は、今日、グローバルな戦略に依存するという事実がある。諸々の経済的、財政的交換は、さまざまな程度で地球全体に影響を及ぼす。経済的領域に内属する競争は、自由主義的であろうがなかろうが、原料を渴望する諸工業大国の間の永続的な経済戦争を引き起こす。偶然の欲するところにより、かかる原料をこうした第三世界の国々が豊富に備えている。この経済戦争の状況は、次のような事実によって倍加される。——第三世界は、たんに原料の鉱床であるのみならず、また、安い、有り余る労働力の潜在的市場である。経済的帝国主義の表明が、かかる事実上の経済的普遍主義から必ず帰結しうる。両義的性質をもつ經濟は、大部分は技術文明に属している。この部分のために、それは実際、事実上 (*de facto*) 普遍的である。そのうえ、永続的経済戦争は、国際関係の本性に刻まれた冷戦の結果と重なる。——経済的貪欲に、政治的帝国主義、また今日ではとくに全体主義的帝国主義が重なる。後者は、こうした弱くてもろい国々を支配し、イデオロギー的顧客を作り上げ、かつ、原料の鉱床と戦略上の要点を奪おうと努めている。<sup>42)</sup>

プランによれば、諸国民の間の勢力の対決は、勢力の程度、果断な精神、対

崎する諸国民の地理的位置によって、必然的に幾つかの次元で起る。幾人かの人々は言葉においては進んで正しく認識しないが、諸国民の間には巨大な不平等が存在する。だが実際は、それぞれの次元で、かつそれぞれの仕方で、各々自分としてその役割を果たすように導かれる、幾つかの階層の勢力がある。

諸文化と諸国家の相互的尊重という自由主義的政治は、それが国際関係に内在する永続的戦争の本質や、経済的、財政的関係の普遍主義の本質を考慮に入れる場合しか、成果をもたらすことができない。したがって、最も有益で、最も効果的な国際組織は、なおも国際通貨の諸機関である。この文化的な自由主義的政治は、「関税」によって規制された交換に好都合な均衡の枠組みの中에서か確立されえない。他の諸国家の支配や独占の精神（第三世界の諸国家がそのために苦しむだろう）は、自由主義諸国家の示威の表明を引き起さねばならない。— それらの敵対者たちの意氣喪失と、理に叶った、すべての側に同意される、均衡への復帰に至るまで。

冷戦の厳しいが避けられない撃を、ひとは、諸国民の世界では、万民法 (*droit des gens*) の尊重を伴う平和、各々がその文化と一致した型の繁栄を見いだすことを希望しうる経済的均衡を伴う平和、と呼ぶのである。自由主義者たちは、諸国民の間の平和は、諸国民の間の和合と愛情に基づく積極的現実でないことを知っている。公平な調停者や全能の保証人がいないので、それは決して法的状態ではない。厳密に言えば、国際的な政治的共同体は存在しない。平和は、たかが普遍的法の尊重と主権の掌握とのこちら側で、力と力の紛争に枠組みとして役立つ消極的で形式的な概念でしかない。それはつねに、その唯一の規則が、諸利益の計算と、諸力の変りやすい関係であるところの、休戦である。

自由主義は、それに、その還元不能性における諸文化の承認と、その体制が何であれ、その自律における諸国家の承認を付け加えようとするだろう。自由主義者たちが願うのは、運と万人の理性的な善意とがそれを長期的に確立するのを可能にしうる限り、この平和と呼ばれる状況が、諸力の対立や勢力の均衡によってよりも、同意された協力や承認された諸権利によって作られるこ<sup>43)</sup>である。

## 注

- 1) Raymond Polin, *Le libéralisme Oui*, La Table Ronde, 1984, pp. 148 – 149.
- 2) R. Polin, *La République, entre démocratie sociale et démocratie aristocratique*, PUF, 1997, II, ch. I, pp. 95 – 96.
- 3) Polin, *La République*, II, ch. I, pp. 96 – 97.
- 4) Polin, *Le libéralisme Oui*, p. 149.
- 5) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 149 – 150. cf. Rousseau, *Du contrat social*, liv.II, ch. XI. 「すべての人々の最大の善は、あらゆる立法の体系の究極目的であるべきだが、それが正確には何から成りたっているかをたずねるなら、われわれは、それが二つの主要な目的、すなわち自由と平等とに帰することを見出すであろう。自由 — なぜなら、あらゆる個別的な従属は、それだけ国家という〔政治〕体から力がそがれることを意味するから。平等 — なぜなら、自由はそれを欠いては持続できないから。」(『社会契約論』桑原武夫・前川貞次郎訳、岩波文庫、77頁。)
- 6) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 150 – 151. なお、「état de droit」は、法の状態、法権利の状態とも訳しうる。ボランによれば、「法的状態 (état de droit)」ということは、法律によって規定され保持された状態ということである。(op. cit., p. 152.)
- 7) Polin, *Le libéralisme Oui*, p. 152.
- 8) ibid.
- 9) ボランのいう「侵してはならない堅固な一つの至高の法」は、主権の制限（限界） — ルソーの示唆した問題 — についての一つの近代的構想であると解される。ボランはそれを「自由の至高の法」とも呼び、「かかる至高の法は、その権力に、私的な人格の高邁なる実現と個人的な基本的諸自由の尊重とを目的とすることを課すのである」(*Le libéralisme Oui*, p. 153.) と述べている。 cf. Rousseau, *Du contrat social*, liv. II, ch. IV. — 「[第四章 主権の限界について] …… しかし、われわれは、この公の人格のほかに、これを構成している私人たちを考えねばならない。そして後者の生命と自由は、本来、前者とは独立のものである。そこで、市民たちと主権者との、それぞれの権利を区別し、また市民たちが臣民として果さねばならない義務を、人間としてうくべき自然権から、十分に区別することが問題となる。」(『社会契約論』、49頁。)
- 10) これは「合衆国憲法修正十ヶ条」(The First Ten Amendments, 1791) のことで「権利章典」(Bill of Rights)ともいう。同様に、ボランは「フランス人権宣言」(Déclaration des droits de l'homme et du citoyen, 1789) を至高の法として例示したと思われるが、なぜかそうしていない。
- 11) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 152 – 153.
- 12) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 153 – 154.
- 13) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 154 – 155.
- 14) cf. Charles Eisenmann, *La Pensée politique et constitutionnelle de Montesquieu*, Sirey, 1952.
- 15) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 155 – 157.
- 16) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 157 – 158.
- 17) Polin, *Le libéralisme Oui*, p. 158. 「マスメディアを用いての諸集団の表現の自由

の問題は、現代的問題である。——それは自由の体制においてしか提起されえないが、そこではすでに構成された国家が市民的秩序の存在を保証し、またそこでは法律が原則として尊重され従われている。そのうえ、自由主義的体制がメレクラシーに変るとき、つまり諸集団が幅を利かせるとき、それらは法律の沈黙のなかで、マスメディアを介して己を表現する。表現の自由に関する法律は、明らかに諸個人に対してしか当てはまらないからである。だから、乱用や紛争を解決するための法律がないとしても、大多数が保持する、法律の体制をできるだけ広く利用しようとするありそうな意志にもかかわらず、諸々の乱用が生じるように、また紛争が起るよう、あらゆるチャンスが結びつけられてしまう。」(Polin, *La liberté de notre temps*, Vrin, 1977, ch. 5, II, p. 229.)

- 18) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 158–159. 「ひとは、私に次のように言うだろう。——本質的に自由主義的な諸体制でさえも、情報省 (ministères de l'information) を設立し、かつ視聴覚メディアを公的独占にまたは公的サービスに変えた、と。それは誤りであつたし、間違いであった。たとえその役目を与えられた自由主義的大臣たちが「フランスの発言」、換言すれば、かれらの発言、を広めることよりも、公的な情報手段の不当な使用を妨げることに心を配っていたとしても、である。それは重大な間違いであった。なぜなら、出来合の政治的ドグマを意のままに用いる人々に、かつ、プロパガンダを一つの教説に、すべての用意された行動の手段に、そのうえ一つの口実やうってつけの正当化にする人々に、かかるメディアが与えられたからである。情報を公的サービスにすることは、全体主義的メカニズムを始動させることである。」(op. cit., p. 159.)
- 19) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 159–160. 「メレクラシー的体制において、諸集団の公的な表現の自由は曖昧な自由である。それは、なおもほとんど諸集団を構成する諸個人の表現の様式を規定するところの合法的な市民的体制に対して、たんにそこに利点を見出すかぎり、市民的秩序を尊重する諸集団が身を置くところの自然的自由の体制を重ね合わせている。諸集団とそのマスメディアが実践するような公的な表現の自然的自由は、市民的環境における野蛮な自由、すなわち事実上の占有の力で大衆の表現手段を意のままにする人々によって独占された、潜在的なまたはしばしば明白な、精神的暴力の一形式の追求以外の何物でもない。」(Polin, *La liberté de notre temps*, ch. 5, II, p. 235.)
- 20) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 160–161.
- 21) ポランのいうジャーナリズムの義務論の諸原理とは、誠実 (loyauté) の原理、特定性 (spécificité) の原理、および私生活の尊重 (respect de la vie privée) の原理の三つである。cf. Polin, *La liberté de notre temps*, ch. 5, II, pp. 238–247.
- 22) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 161–162.
- 23) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 162–163.
- 24) Polin, *Le libéralisme Oui*, p. 164. 「ひとは、コーポラティズムによってあとに残された怪しげな思い出を心配する。それは、国民の経済的、社会的生活を取り畠み支配するために、ときどき専制的諸体制によって折悪しく利用されていたのである。旧体制の諸同業組合 (les corporations d'Ancien Régime) に対して今でも残っている、あの嫌な思い出や偏見がないならば、コルボラション (同業組合) の名は、圧力団体にとてもよく適していることだろう。…… 事実上の権力の並行的諸手続が組織され、国家の中に眞の諸国家を構成しないようにするために、諸コルボラションに、統治の審級における直接的

代表と発言権を与えなければならない。」(ibid.)

- 25) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 164 - 165. 「例えば、フランス議会には、ひとがときどきフランスの諸コミューン（地方自治体）の大評議会と呼ぶところの、元老院が存在する。ひとは元老院に、ついにそのあらゆる立法権力を返しつつ、地方自治体の代表に、諸地域のそれ、および経済的、社会的、文化的諸コルポラションのそれを加えることを想像することができよう。それらの代表者たちの選挙を保証するために、ひとは、各市民が国民の経済生活、社会生活、文化生活、自分の地域の生活に効果的に参加することに応じて、有権者の資格で、また諸コルポラションの代表者の資格で、自分の政治的投票権とは別に、地域の投票権、経済的投票権、社会的投票権、文化的投票権をもつべきである、と想像しうるであろう。」(ibid.)
- 26) Polin, *Le libéralisme Oui*, p. 165. cf. Friedrich Meinecke, *Die Idee der Staatsräson in der Neueren Geschichte*, 1957. 「国家理性（シュターツレーゾン）とは国家行動の確率、国家の運動法則である。それは、健全な力強い国家を維持してゆくうえに政治家がなさねばならぬことを告げるものである。……国家の『理性』（フェアヌンフト）は、自己自身とその環境とを認識し、この認識にもとづいて行動の諸々の格率を創造する点に存する。」（マイネッケ『近代史における国家理性の理念』菊盛英夫・生松敬三訳、みすず書房、1頁。）
- 27) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 165 - 166.
- 28) Polin, *Le libéralisme Oui*, p. 166.
- 29) ibid.
- 30) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 167 - 168.
- 31) R. Polin, *Ethique et politique*, Sirey, 1968, ch. 3, III, pp. 159 - 160.
- 32) Polin, *Ethique et politique*, ch. 3, III, p. 160.
- 33) Polin, *Ethique et politique*, ch. 3, III, pp. 160 - 161.
- 34) Polin, *Le libéralisme Oui*, p. 168.
- 35) Polin, *Ethique et politique*, ch. 3, III, pp. 161 - 162.
- 36) Polin, *Ethique et politique*, ch. 3, III, pp. 162 - 163.
- 37) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 168 - 169.
- 38) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 169 - 170.
- 39) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 170 - 171.
- 40) « Le peuple. au sens juridique du terme, c'est la structure de droit public unissant l'ensemble des citoyens dans les institutions législatives, exécutives et judiciaires définis par ses lois fondamentales » (op. cit., p. 109.)
- 41) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 171 - 172.
- 42) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 172 - 174.
- 43) Polin, *Le libéralisme Oui*, pp. 174 - 175.